



ひまわり

税務と経営

編集 発行人
税理士

三木 泰

事務所 〒597-0071
貝塚市加神1-11-17
TEL 072(431)1644

7月 (文月) JULY
18日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31

ワンポイント 海の日

海の日は、7月の第3月曜日で、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」と、国民の祝日に関する法律（祝日法）に、その意味が書かれています。平成7年の祝日法改正により、翌8年から実施。当初は前身である海の記念日の7月20日でしたが、平成15年から現行に改められています。

7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月11日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月11日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第1期分の納付 8月1日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告 8月1日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合） 8月1日
- 地方税 / 固定資産税（都市計画税）第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月11日
- 労 務 / 労働保険料（概算・確定）申告書の提出・（全期・1期分）の納付 7月11日
- 労 務 / 障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月~6月分) 8月1日

妊娠・出産・育児休業をするとき

被保険者が、妊娠・出産から育児休業を経て職場復帰するまでの給付とそれにかかる一連の手続きは、次頁表のとおりです。それぞれについて説明いたします。

(1) 出産のため休業したとき

被保険者が出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四二日（多胎妊娠の場合は九八日）から出産の日後五六日までの間において、業務に就かない期間があるときに、出産手当金として一日につき標準報酬日額の三分の二相当額が支給されます。

なお、この支給期間に、日曜日、祝日等がある場合も業務に就かなければ出産手当金は支給されます。

(2) 出産したとき

被保険者または被扶養者が出産（妊娠四か月（八五日）以上の出産をいい、正常分娩、早産、死産、流産、人工妊娠中絶であると問わない）したときには、出産育児一時金または家族出産育児一時金として胎児一児につき三九万円（産科医療補償制度に加入している病院などで出産したときは、四二万円）が支給されます。

(3) 被扶養者が増えたとき

出産したときには、原則として、出産日から五日以内に、年金事務所に「被扶養者異動届」を提出します。

(4) 子ども手当を申請するとき

子ども手当は、子ども（一五歳到達日以後最初の三月三十一日までの間にある子どもをいう）

の健やかな育ちを支援するため、平成二十二年度から実施されている時限立法で、平成二十三年十月（同年六月分～九月分）までの支給が決定しています。

児童手当と比べ範囲が広く（児童手当は小学校修了までの児童が対象）、所得制限もありませんが、住所地の市区町村で認定を受ける必要があります。

支給額は、一人につき月額一律一万三千円です。

(5) 児童扶養手当を申請するとき

児童扶養手当は、父母の離婚、行方不明（孤児）、父または母の死亡など父または母の一方からしか養育を受けられない一人親家庭などの児童（一八歳到達日以後最初の三月三十一日までの間にある児童）を養育している者で、所得が一定水準以下の養育者に支給されます。

なお、児童扶養手当は子ども手当との調整規定がありませんので、支給要件を満たせば両方の手当を受けることができます。

児童扶養手当は、所得額により全部支給、一部支給、支給停止のいずれかが決められます。

なお、子供が二人以上いる場合は、一定額が加算されます。

(6) 育児休業をしたとき

育児休業給付金は、原則として、一歳または一歳二カ月（保育所の入所を希望し、申込みを行っているが、一歳になる日後も入所できない場合などは一歳六カ月）未満の子を養育するために育児休業を取得する雇用保険の一般被保険者であって、休業開始前二年間に、みなし被保険者期間が通算して一二月以上あったときに支給されます。

支給額は、一支給単位期間（三〇日）について、休業開始時賃金日額に支給日数を掛けた額の四〇％（当分の間は五〇％）相当額です。

支給対象期間中に賃金が支払われた場合の支給額は、次のとおりです。

- ① 賃金が休業開始時賃金月額の三〇％以下の場合
：賃金月額（賃金日額の三〇日分）の五〇％相当額
- ② 賃金が休業開始時賃金月額の三〇％超八〇％未満の場合

	様式名	担当窓口
(1) 出産のため休業したとき	健康保険出産手当金支給申請書	協会けんぽ または 健康保険組合
(2) 出産したとき	健康保険被保険者・家族出産育児一時金 支給申請書	
(3) 被扶養者が増えたとき	健康保険被扶養者(異動)届	年金事務所
(4) 子ども手当を申請するとき	子ども手当認定請求書	市区町村
(5) 児童扶養手当を申請するとき	児童扶養手当認定請求書(一人親家庭が対象)	
(6) 育児休業をしたとき	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書 育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業 給付金支給申請書	所轄 ハローワーク
(7) 育児休業期間中の保険料免除の 申出をするとき	健康保険・厚生年金保険育児休業等 取得者申出書(新規・延長)	年金事務所
(7)' 育児休業を当初の予定より 早く終了したとき	健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者終了届	
(8) 育児休業前と入社後の標準報酬月額に 変動があったとき	健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬 月額変更届	
(9) 育児休業前の高い報酬で年金額を 計算してもらいたいとき	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出届	
(9)' 前記の特例を終了するとき	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例終了届	

③ 賃金が休業開始時賃金月額の八〇%以上の場合
…支給されません。

(7) **育児休業期間中の保険料免除の申出をするとき**

三歳未満の子を養育する育児休業等の期間について、育児休業等開始日の属する月から育児休業等終了日(女性の場合は出産日後五七日目から子供の三歳の誕生日の前日までの期間)の翌日が属する月の前月(最大で三年間)までは、申出により、事業主・被保険者ともに厚生年金保険及び健康保険の保険料が免除されます(雇用保険は賃金を支払う都度保険料が徴収されますので、賃金を支払わなければ保険料を徴収されることはありません)。

ちなみに、この免除期間は、被保険者期間に算入されませんので、年金額等にも当然に反映されません。

(8) **育児休業前と入社後の標準報酬月額に変動があったとき**

三歳未満の子を養育する被保険者が、育児休業終了後に労働時間を短縮して就労する場合、報酬月額は一時的に低くなります。そこで、育児休業等終了日の翌日の属する月以後三カ月間に受けた報酬の総額をその期間の月数(報酬支払基礎日数が一七日未満の月は除く)で割った額と、従前の標準報酬月額とを比べて標準報酬等級に一級以上の差が出たときには、標準報酬月額の改定の申し出ができます。

(9) **育児休業前の高い報酬で年金額を計算してもらいたいとき**

三歳未満の子を養育し、または養育していた被保険者が、年金額の計算の基礎となる平均標準報酬月額について、育児休業開始前(従前)の標準報酬月額で計算して欲しいときには、この申出書を提出します。

生計維持関係の認定基準

—遺族（補償）給付—

労災保険の遺族補償給付（労働者が仕事中に死亡したときに、その遺族に支給される保険給付）及び遺族給付（労働者が通勤途中で死亡したときに支給される保険給付）の支給要件に、「労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していたもの」があります。

これは、「労働者の死亡当時、その収入によって日常の消費生活の全部または一部を営んでおり、死亡労働者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係（生計維持関係）が常態であったか否かにより判断する」こととされています。

具体的には、次の場合は、生計維持関係があったものまたは生計維持関係が常態であったものと認めています。

① 労働者死亡当時の遺族の生活水準が、

年齢、職業等の事情が似ている一般人と比べて著しく上回らないとき。

労災保険の生計維持関係の判断基準は厚生年金保険等と異なり、年収（85万円未満）に制限はなく、また死亡労働者がその遺族と同居し、ともに収入があった（夫婦共働き）場合においては、相互に生計依存関係がないことが明らかに認められる場合を除き、生計維持関係を認めて差し支えないこととされています。

- ② 仕事以外のケガや病気で休業しているため生計維持関係にない場合でも、それが一時的な事情によるものであるとき。
- ③ 結婚などにより生計維持関係ができてまもなく労働者が死亡した場合であっても、生存していたなら生計維持関係が存続していただろうと推定されるとき。
- ④ 就職後極めて短期間で死亡した場合も、生存していたなら生計維持関係がまもなく常態になったであろうことが賃金支払事情等から明らかに認められるとき。

高額療養費—レセプトの単位

高額療養費は、被保険者または被扶養者（同一の医療保険加入者に限る）が、同じ月内に、同一医療機関で治療のために支払った額が、負担限度額を超えた場合または合算対象基準額（70歳未満の場合は2万1千円）以上のもを世帯で合算した額が負担限度額を超えた場合に、その超えた額が支給される保険給付です。

高額療養費は、保険医療機関等からの診療報酬明細書（レセプト）に基づき計算され、その単位は次のとおりです。

- ① 月初から月末までの暦月が単位。
- ② 病院、診療所、薬局はそれぞれ別個に診療報酬明細書が作成される。
- ③ 同一の病院、診療所であっても内科診療と歯科診療、入院診療と外来診療は別個に計算される。

ちなみに、旧総合病院で、複数の診療科にかかった場合は、歯科を除き、かかった医療費のすべてが、通院分と入院分についてそれぞれ合算されます。

被保険者証の記載事項が変更

平成二十三年四月一日以降に発行される被保険者証から、事業所所在地の表示記載事項がなくなることも記号・番号の表示が大きくなりました。ただし、すでに発行されている被保険者証の更新（差し替え）はななく、従来どおり使用できます。ちなみに、事業所名称等が変更となった場合の被保険者証の差し替えは次のとおりです。

- ① 事業所名称の変更：被保険者証の差し替えあり
- ② 同一都道府県内での所在地変更：被保険者証の差し替えなし
- ③ 他の都道府県への所在地変更：管轄する協会支部が変わり、被保険者証の記号などが変更されるため、被保険者証の差し替えあり